

令和 2 年 5 月

定 例 教 育 委 員 会

1

5月定例会（1）

開催日時 令和2年5月27日（水） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 議 題

○第5号議案

令和3年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○第6号議案

令和3年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について

（特別支援教育課）

5 協 議

（1）長崎県文化財保存活用大綱（素案）について

（学芸文化課）

6 報 告

（1）令和2年4月臨時県議会の概要について

（各課共通）

（2）監査の結果に係る措置状況について

（総務課）

（3）令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

（高校教育課）

（4）令和元年度体罰にかかる実態把握調査結果（公立学校分）について

（義務教育課・高校教育課）

（5）県庁舎跡地における埋蔵文化財調査について

（学芸文化課）

令和3年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和3年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

- ① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。
- ② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和2年12月 9日(水)～12月15日(火)
適性検査、作文、面接	令和3年 1月10日(日)
入学予定者の通知	令和3年 1月18日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和3年 1月18日(月)～ 1月22日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和3年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

令和3年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和3年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和3年度県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。）

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和3年2月19日（金）～2月26日（金）

(イ) 入学者選考検査

令和3年3月9日（火）・10日（水） 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和3年3月17日（水）

イ 募集定員

各高等部の募集定員は、令和2年10月及び12月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和3年1月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、県立高等学校全日制課程後期選抜に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和2年12月7日(月)～12月11日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和3年1月14日(木) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和3年1月14日(木)・15日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和3年1月22日(金)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

協 議 事 項 (1)

学芸文化課

(件 名)

長崎県文化財保存活用大綱 (素案) について

(概 要)

1 背景・経緯

- ・過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる」などの文化財保護法の改正が行われた。
- ・本県においても、昨年度から2ヵ年計画で、長崎県文化財保存活用大綱の策定に取り組んでいる。

2 文化財保存活用大綱 (以下「大綱」) の概要

- 大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。
- 市町は、当該都道府県の大綱を勘案して文化財保存活用地域計画を策定する。

<文化庁指針で示された大綱に盛り込まれる主な事項>

- ① 域内の文化財の総合的な保護・活用に関する基本的な方針
- ② 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- ③ 域内の市町村への支援の方針 (保存・活用に関する取組、地域計画作成など)
- ④ 防災・災害発生時の対応 (救援ネットワークの構築や、災害発生時の取組など)
- ⑤ 文化財の保存・活用の推進体制 (関係部局を含む今後の体制整備の方針など)

3 スケジュール

- 5月 市町主幹課長会議・庁内協議会及び専門家部会に素案提示
- 6月 県議会へ素案提示
- 7～8月 パブリックコメント実施
- 9月～ 庁内幹事会及び庁内協議会
- 10月 大綱案の策定
- 11月 議会に大綱案の提示
- 2月 大綱策定
- 2～3月 市町へ周知

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

件 名	令和2年4月臨時県議会の概要について
概 要	<p>1. 日 程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>会 期 令和2年4月30日 ~ 令和2年5月 1日</p> <p>常任委員会 令和2年4月30日</p> </div> <p>2. 議 案</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">原案のとおり可決・承認</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・第95号議案（予算議案） 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分 ・報告第1号 知事専決事項報告（予算議案） 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）のうち関係部分 <p>3. 文教厚生分科会における主な質疑事項（報告事項（1）資料1～3頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第95号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち 関係部分 ○報告第1号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算 （第9号）」のうち関係部分

令和2年4月臨時県議会の概要について

概 要

「予算決算委員会 文教厚生分科会」での教育委員会関係の主な質疑応答

【議案】

- 第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について
→可決

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて

(松本洋介委員)

今回の補正でスクールカウンセラーの配置校が300校から383校に拡大するということだが、83校増の根拠と選定基準は何か。

(児童生徒支援課長)

今年度当初予算で300校へ配置しており、当初の配置希望としては383校であったため、配置できていない83校への追加配置とした。

(松本洋介委員)

学校休業中で、スクールカウンセラー等が児童生徒との面談や訪問ができない状況で、どのように児童生徒の心のケアを行っていくのか。

(児童生徒支援課長)

児童生徒が登校できない状況においては、電話による相談を受けたり、状況次第では教職員とともに家庭訪問を行うことで、児童生徒の心のケアを一層進めていく。

(堀江ひとみ委員)

今回の「いじめ不登校対策事業費」の補正は、スクールカウンセラー等の人数を増やさずに、受け持つ配置校を増やすということか。

(児童生徒支援課長)

スクールカウンセラー等については、人数を増やすという考え方ではなく、現在任用している人員で配置をしていくということである。

(堀江ひとみ委員)

今回のクルーズ船のコロナ対策について、香焼町の住民や子どもたちは、偏見や差別を受けるのではないかと不安な毎日を過ごしている。このような状況を把握しているのか。

(児童生徒支援課長)

香焼町の件については、具体的に把握はしていない。今後、このような事案について学校や市町教委から相談があれば、スクールカウンセラーや教職員等と連携して、様々な角度から児童生徒の心のケアへの対応を行っていく。

(中山功委員)

学校再開にあたっては、スクールカウンセラーの需要が増えることが予想される。教職員の負担が増えないよう、スクールカウンセラーの人数を増やすなど、事業の強化はできないのか。

(児童生徒支援課長)

スクールカウンセラーについては、学校の要望を聞きながら配置、派遣を行っている。令和5年度までに300校に配置するという数値目標を立てていたが、今年度当初予算で既に300校に配置できており、さらに今回の補正により当初分と合わせて383校へ配置することとしている。厳しい財政状況ではあるが、子どもの心のケアへの対策強化のため、今後も増員できるよう取組んでいく。

(中山功委員)

今後、6月補正や9月補正も検討し、児童生徒の心のケアに対する対策をより強化してほしい。

(児童生徒支援課長)

今後、児童生徒の心のケアが必要な状況が続くようであれば、さらなる補正予算の計上と並行し、教職員のOB等を緊急的に確保するなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人員増についても検討していく。

・学校保健新型コロナ対策事業費について

(松本洋介委員)

学校保健新型コロナ対策事業費の4,701千円で、1校あたりどの程度購入できる予定か。

(体育保健課長)

主なものとしては、非接触体温計を1校あたり2個、消毒液を1校あたり5個、石鹸を1学級あたり2個で計上している。

(松本洋介委員)

配布したものでどのくらいの期間もつのか、また、衛生用品の入手が困難な状況かと思われるが、今後の対応についてはどうか。

(体育保健課長)

少なくとも半年間は使えるとみている。今のところ、入手に時間を要するものはあるが、全く買えないという状況ではないと聞いている。議案が成立したら、速やかに対処する。

(赤木幸仁委員)

今回の補正予算でマスクを購入する予定はないのか。

(体育保健課長)

今回、国から児童生徒及び教職員に対して1人あたり2枚配布されることとなっている。国が見解を示しているとおおり、個人用のマスクについては、各家庭で準備するものと考えている。各学校の教育活動や地域、保護者の取組の中で、手作りマスクを作成する動きがあるので、県教育委員会としては、手作りマスクの作り方の動画を各学校へ周知するなどの支援を行っている。

備蓄用マスクについては、コロナ対策本部において、すべての公立学校に配布できるよう配分するとのことで、現在、数量の調整を行っているところである。

□ 報告第1号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」

のうち関係部分について

→承認

・学校給食実施費について

(川崎祥司委員)

学校給食実施費の内訳について教えていただきたい。

(体育保健課長)

学校給食費の保護者への返還手数料14千円と給食納入業者に発生した損失に対する支援額51千円の合計65千円を計上している。

(川崎祥司委員)

納入業者に対する損失補てんはどのような整理をしているのか。

(体育保健課長)

損失補てんについては、国も明確にしていなかったが、給食納入業者の収入の見込額についても、損失額に該当するという見解があったので、現在調整しているところである。

報 告 事 項 (2)

総務課

件 名	監査の結果にかかる措置状況について
概 要	<p>令和2年3月19日付けの監査結果に対する措置状況等について、報告します。</p> <p>なお、この措置状況については、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知します。</p> <p>1. 令和元年度普通会計定期監査（後期）</p> <p style="padding-left: 20px;">指摘に対する措置 21件</p> <p style="padding-left: 20px;">意見に対する措置 2件</p> <p>2. 令和元年度財政援助団体等監査</p> <p style="padding-left: 20px;">意見に対する措置 2件</p> <p>3. 令和元年度包括外部監査</p> <p style="padding-left: 20px;">指摘に対する措置 3件</p> <p style="padding-left: 20px;">意見に対する措置 4件</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	長崎鶴洋高等学校	<p>実習で生じた缶詰の販売収入の取扱いについて、原材料費等の全額を県費で支出した缶詰(マグロ缶)の販売収入の一部が私費会計に計上され、県の歳入から漏れている。</p> <p>また、原材料費等を県費と私費会計とで支出しているにもかかわらず、販売収入の全額を私費会計に計上している缶詰(サバ、サンマ缶)がある。</p> <p>原材料費等の全額を県費で支出し、販売収入の全額を県の歳入として、県費と私費会計を明確に区分すべきである。</p>	<p>缶詰の製造・販売については、生徒の実習の機会の拡充を目的として県費に加えて私費会計でも対応してきましたが、県有財産を利用した学校での授業という観点から、本来歳入・歳出とも全て県費での取扱いをすべきでした。</p> <p>学校の授業として実習を実施することから、これまでの取扱いを改め、今後は全て県費で対応することを管理職を含め関係職員間で共通理解を図り、また、物品取扱規則・県立学校実習会計事務取扱要領を根拠として生産品管理事務を行うことの確認も行いました。</p> <p>なお、これまでの私費会計により生産した缶詰については、県の物品として受入を行い、売上収入についても、県費相当額を県の歳入として収納しました。</p>
2	教育	諫早農業高等学校	<p>農場の汚泥汲み取りで一者随意契約の理由がないものがある。</p>	<p>過去に浄化槽放流水が基準値をはるかに超えるSS(有機浮遊物)があり、緊急対応として、浄化槽管理委託を行っている業者に、相手方が特定される場合として、一者随意契約で汚泥汲み取り作業を行ってもらいました。</p> <p>通常の汚泥汲み取り業務においても、緊急対応と同様に一者随意契約が可能であると誤って判断し、相手方が特定される場合として、本来の一者随意契約の理由がないまま、契約を続けたことが原因です。</p> <p>今年度から、一者随意契約を見直し、単価契約の競争見積りで業者を決定しました。</p>
3	教育	国見高等学校	<p>校舎の修繕において、3万円をわずかに下回る予定価格で、年間を通じて同一業者への発注を繰り返している。</p> <p>安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。</p>	<p>小修繕については、生徒の安全確保や授業環境確保の観点から、日常の巡視を実施しながら、突発的な案件など修繕箇所が発生するごとに修繕を行っています。</p> <p>今回の件は、依頼した修繕にあわせて他の修繕箇所を実際に見てもらい、金額を確認後、一者随契の範囲であるものについて、その都度修繕を依頼していました。</p> <p>今後は、可能なものについて、修繕すべき箇所を集約した後に見積合せ等を行うことで、発注の競争性や透明性を確保してまいります。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
4	教育	佐世保中央高等学校	<p>同一物品の購入において、少量ずつ3万円以下の予定価格で同一業者に繰り返し発注しているものがある。</p> <p>安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。</p>	<p>本校には3つの課程があり、各課程からの要望に対応するため、また授業等に支障が出ないようにするために、その都度発注していたことが、結果的に繰り返しの発注になったものと考えます。</p> <p>今回の指摘を受けて、年度当初に事務室職員全員で、その原因について、共通理解を図りました。物品の発注等においては、各課程に依頼し、期日を定め、できるだけ集約をして発注するように改め、競争性・透明性をしっかり確保できるようにしました。</p> <p>また、事務室内のチェック機能を働かせるために、個人ではなく、チームで仕事をする意識を持って相互チェックをすることを再確認しました。</p>
5	教育	対馬高等学校	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約に当たり、見積決定をせず、また、見積額に消費税を加算せず契約を締結している。</p>	<p>本来であれば見積決定後、消費税額を加算した税込価格とすべきところを、税抜金額にて支出負担行為決議を行い、契約を締結してしまったもので、単純な確認漏れで、事務長をはじめ職員のチェックが甘くなり、ミスを発見できなかったことが原因です。</p> <p>今年度は、同じ過ちを二度と起こさないよう、下記の5点を重点とした、職員間での研修を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①形骸化したチェックはしないこと。 ②根拠法令をきちんと押さえ、必ず共有すること。 ③事務職員協会等のネットワークを駆使し、課題解決がスムーズにいくよう情報収集に努めること。 ④県民目線に立った業務遂行を行うこと。 ⑤働きやすい職場環境づくりに努め、気付きや意見を言える風通しの良い職場にすること。 <p>以上のことを確認し、組織一丸となりチェック体制の強化に努めることを再認識しました。</p>
6	教育	西彼農業高等学校	<p>浄化槽保守点検業務委託のほか1件において、業務が仕様書どおりに実施されていない。</p>	<p>浄化槽保守点検業務委託契約で、仕様書では隔週1回(2週に1回)となっていたが、実際は月2回の実施としていました。これは、浄化槽保守点検のための法的な根拠まで調べることなく、月2回の年24回で良いと判断していたことが原因です。</p> <p>また、一般ゴミの委託契約については、仕様書では可燃物が週2回、不燃物が月1回となっていたが、報告書には仕様書どおりなされていませんでした。これは、業者に確認したところ、実際は仕様書どおりなされていましたが、ゴミがなかった日には、報告書には記載していないとのことが原因でした。</p> <p>浄化槽保守点検業務については、令和2年度からは、法令どおり、隔週1回(2週に1回)、年26回の点検を行うように契約を見直しました。また、一般ゴミの委託契約についても、今後は仕様書どおり毎月きちんと行われているか、報告書の確認を徹底してまいります。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
7	教育	長崎鶴洋高等学校	実習棟・艇庫移動式クレーン点検業務委託ほか1件の業務委託において、補修の必要があるとの報告があつているにもかかわらず、明確な対応方針がない。(3E)	業者による点検結果報告書を受けた後に、委託業者に聞き取りを行い、改善の必要性が高い箇所のみ対応を行い、その他については経過観察としていました。報告結果に対して、緊急度の程度に関わらず、全ての報告について、今後を見据えての段階的な改修計画の検討を行っていなかったことが原因であります。 今後は、委託業務の必要性を再確認し、3Eの観点からも、結果報告に対しての計画を行っていくように、事務室内での共通理解を図りました。 なお、今回の指摘があつた箇所については、令和2年度に改修予定であります。
8	教育	口加高等学校	消防用設備等点検業務外4件の委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。	指摘後、長崎県文書取扱規則第38～41条の内容を事務室内で確認し、共通理解を図りました。 その後は、取扱規則に則り、浄書・検印を行っています。
9	教育	奈留高等学校	毒物劇物で長期間使用されていないものが存在し、使用の見込みがないまま保管されている。また、開閉ができない保管庫がある。	各学期ごとに定期点検を実施し、薬品等の状況は把握していましたが、県立学校全体の不要薬品の廃棄計画では、本校は令和4年度に廃棄予定となっていたため、長期間使用されていないものもその際に処分することを計画していました。また、保管庫については1学期の定期点検時点では開閉できていましたが、少し扉が固くなっており、最後に扉を閉めた際にシリンダーが壊れ開かなくなっていました。 指摘を受け、保管庫については、すみやかに修理を行いました。今後は、通知に基づき、定期点検を確実に実施するとともに、使用していない薬品は早急に処分を検討するなど毒劇物の適正な保安管理に努めてまいります。
10	教育	諫早農業高等学校	実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。	生産報告について、ただちに報告の事務処理を行うべきものを、直売所等への掛売においては、直売所から月締めで届く販売精算書を基に、処分伺と併せて生産報告を行っていたことで、指摘を受けたものです。 今後は、実習で生じた生産品の適正な管理方法について、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。
11	教育	西陵高等学校	劇物の管理において、施錠設備のない保管庫や、「医薬用外劇物」の表示がない保管庫がある。	劇物が冷蔵庫に保管されていることの職員間の情報共有がなく、相互チェック機能が働かなかつたため不適切な管理体制となっていました。 指摘を受け、冷蔵庫については、壁に固定したワイヤーで冷蔵庫を囲み、鍵を取り付けるとともに「医薬用外劇物」の表示も行いました。 今後は劇毒物の情報をもれなく共有し、法令や通知に基づき適正な管理体制を実施していきます。 また、改めて指摘・指導事項等すべての項目において校内研修を今後実施し、研修結果を生かして共通理解を図っていきます。

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
12	教育	西彼農業高等学校	<p>・実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>生産数量については、生産報告等の様式により管理していましたが、生産数量の報告は、直売所等から届く売上及び経費の明細を基に、処分同と併せて生産報告も行っていたことで、指摘を受けたものです。</p> <p>実習で生じた生産品の適正な管理方法については、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
13	教育	西彼農業高等学校	<p>公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物や、使用記録が記載されていない劇物がある。</p> <p>また、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。</p>	<p>当該薬品は私費で購入したものであったため、通知の対象外と思い込み管理簿の作成等を行っていませんでした。また、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されていた件については、劇物の保管庫の鍵が開きにくかったため、一時的に一般薬品の保管庫に劇物を入れていた状況でありましたが、指摘を受け是正いたしました。</p> <p>今後は、私費で購入したものであっても、法令や通知に従い取扱うとともに、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在しないよう各学期ごとに実施している薬品点検を強化徹底していきます。</p>
14	教育	長崎鶴洋高等学校	<p>実習で生じた缶詰の受入れ・払出しの数量管理について、担当教諭が生産品出納簿を管理及び登記を行っており、出納員による処分数量、在庫数量等の管理が行われていない。</p>	<p>県立学校実習会計事務取扱要領に基づいた事務処理を行なっておらず、生産品の出納管理を担当教員任せにすることが常態化していました。また、事務室と担当教員による現物と出納簿を照合・確認するチェック体制がなかったことが原因です。</p> <p>これまでの担当教員による出納管理が誤った取扱いであることを、管理職を含め関係職員間で確認したうえで、取扱要領に基づき、生産から処分、現金収納等事務についてのフロー図を作成し、適正な事務処理について確認をしました。</p> <p>今後は、事務室と担当教員による定期的な現物と出納簿の確認を行うように共通理解を図りました。</p>
15	教育	松浦高等学校	<p>劇物点検の際、容器が破損しているのを発見したにも関わらず、総括責任者(校長)に報告がされていない。さらに、容器を密封するなど、飛散防止策等の適切な対応がとられていない。</p> <p>また、残存の毒物劇物について、引き続き保有すべきかの検討を行うべきである。</p>	<p>薬物管理担当者は、容器を破損しているのを発見した際、容器内の硫化バリウムが、ある程度固まっていたため飛散することはないだろうと判断したことや今後廃棄処分を行えば問題ないと考えていたため、特に重大な事案という認識が薄く報告を怠り、また、適切な飛散防止策も実施していませんでした。</p> <p>指摘を受け、硫化バリウムについては、昨年度中に業者による廃棄処分を実施し完了しました。</p> <p>なお、現有する毒物劇物については、今後、高校教育課が示す基本的な考え方に従って、所管転換や廃棄処分を検討してまいります。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
16	教育	北松農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>販売数を元に、生産品受入れ・払出しの処理をしており、実習会計事務取扱要領に則った取扱いができていなかったことが原因と考えられます。</p> <p>年度当初に事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、物品取扱規則及び実習会計事務取扱要領を教材にし、校内研修を実施しました。さらに、職員会議において、実習会計における生産並びに処分の事務を担当する教諭に対しても、生産品の管理方法及び生産報告等について改めて説明を行いました。</p> <p>今後は、生産品の管理を適正に行えるよう、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
17	教育	北松農業高等学校	<p>公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物がある。</p> <p>また、今後使用見込みがない毒物劇物が保管されている。</p> <p>さらに、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。</p>	<p>毒劇物を取り扱う全職員が、毒劇物の管理に対する認識が不足していたことが原因と考えます。通知等に従い学期に1回の点検をしていたにも関わらず、点検が形骸化しており、チェック機能が働かなかつたことも原因として挙げられます。</p> <p>指摘を受け、管理体制を是正するとともに、令和2年度当初に職員会議において、毒劇物の取り扱いを改めて説明し、所属全体で共通認識を図りました。</p> <p>今後は私費で購入したものであっても法や通知等に従い取扱うとともに、学期毎の点検においては、一般薬品の保管庫も点検を行うよう点検方法を見直し、劇毒物の見落とし防止を図ります。</p> <p>なお、現有する毒物劇物については、今後、高校教育課が示す基本的な考え方に従って、所管転換や廃棄処分を検討してまいります。</p>
18	教育	島原農業高等学校	<p>乳牛の売却にかかる一般競争入札について、適切な公告期間がとられていない。</p> <p>また、入札保証金に関する事項が公告に記載されていない。</p> <p>さらに、物品の不用決定前に売却にかかる事務処理がされている。</p>	<p>部門の担当者との連絡調整が不十分であったうえ、牛の状態が参考見積額を取得した状態から大きく変わる前に売却したかったために、適切な公告期間を取ることを失念してしまいました。また、同様の理由であわただしく処理をしてしまったため、物品の不用決定や、入札保証金の記載を失念してしまつたことが原因と考えられます。</p> <p>今回指摘された事項については、事務室全職員で今回の指摘事項について説明をして共通理解を図りました。また、農務会議でも、同様に情報共有、適切な処理の方法の確認を行いました。</p> <p>今後は、関係部門とよりこまめに連絡を取り合い、入札の公告及び事務処理には十分な日程をとれるよう十分打ち合わせを行うこと、担当者だけではなく、事務室全体で記入漏れや処理の手順漏れがないか確認しながら処理を行ってまいります。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
19	教育	島原農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>処理量が多く、作業の効率化を図ろうとして、マニュアルを十分確認せず、適切ではない手順で処理を行ってしまっていたことが原因です。</p> <p>年度当初に指摘された事項について、事務室全職員で共通理解を図りました。また、関係部門とも、よりこまめに連絡を取り合い、作業の効率化のために不適切な簡略化を行わず、マニュアル等を確認しながら適切な手順で生産報告等を行うことを確認しました。</p> <p>今後は、実習で生じた生産品の適正な管理方法について、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
20	教育	大村城南高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>生産報告の事務処理を、生産後ただちに処理すべきところを、直売所等への掛売においては、直売所から月締めで届く販売精算書を基に、処分同と併せて行っていました。</p> <p>今回の指摘を受けて、担当教諭、事務室全体で生産品の管理方法及び生産報告等について共通理解を図りました。</p> <p>実習で生じた生産品の適正な管理方法については、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
21	教育	北松農業高等学校	<p>井戸水について、保守点検業務委託で水質の異常値が報告され、また、公的検査機関の水質検査でも不適合と判定されているにもかかわらず、長期間適切な対応がとられておらず、飲用にも供されている。</p>	<p>学校環境衛生基準による事後措置などを詳細まで把握せず、井戸水の使用について認識不足だったことが原因で、水質の異常値や不適合について改善すべき処置をしていませんでした。</p> <p>現在、学校薬剤師や養護教諭などの指導を仰ぎながら、井戸水の水質保持に努めるとともに、職員の意識向上や農場施設の適正管理、生徒への指導などを徹底しています。</p> <p>具体的には、生徒等が水を飲む場所を指定するほか、農場施設の市水を利用している場所、井戸水を利用している場所をわかりやすく分けし、井戸水を飲用や野菜洗浄等に使用しないようにしています。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	教育庁	高校教育課	<p>○毒物劇物の適正な管理について</p> <p>毒物劇物については、前期に引き続き各機関の管理状況を確認したところ、保管庫が施錠されていない事例、危害防止規定に基づく点検がされていない事例、長期間使用されずに保管されたままとなっている事例のほか、検査で使用した強酸度の廃液が床(通路)に置かれたままとなっている事例、劇物のガラス容器が破損しているにもかかわらず、飛散防止策等の適切な対応が取られていない事例などが確認された。</p> <p>使用見込のない毒物劇物については、多額の経費を要するという点で処分が進んでいない面も見受けられるため、所属間譲渡や廃棄処分時の集約処理等が効果的であると思われるので、必要な方策の検討を求めたい。</p> <p>なお、県立学校においては、長期間にわたって未使用のまま保管している毒物劇物について処分を予定している学校がある一方、処分についての検討が不十分であると思われる学校も見受けられた。使用実績のない毒物劇物の保管と処分についての基本的な考え方を示すことが必要であると考えられる。</p>	<p>県立学校における使用見込のない毒物劇物については、物品めぐりあいシステム等を利用した学校間の所管転換による有効活用や、地域単位での処分実施など効果的な廃棄処分計画について検討してまいります。</p> <p>また、長年使用実績のない毒物劇物の保管と処分については、学校及び関係機関と協議を行いながら、その基本となる考え方の整理を行い、各学校へ周知を行うとともに、管理状況の調査のための学校訪問を実施します。</p>

令和元年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
2	教育庁	教育環境整備課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入等について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条(見積書の徴取等)第1項の規定で二者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、一者へ発注できるとされている。</p> <p>前年度監査に引き続き、物品購入伺簿等を確認したところ、一回の購入額が3万円を超えない予定価格で頻繁に一者随意契約で購入している事例、公舎等の修繕について3万円をわずかに下回る予定額で同一業者に繰り返し発注している不自然な事例も見られた。</p> <p>これらの背景には、事務の煩雑さを避けたいという思いや、各部署の職員の求めに応じてその都度発注している実態があるものと思われる。</p> <p>安易に一者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうこととなり、過去の不適切な物品調達問題と同様の問題を繰り返さないためにも、適正な調達ルール徹底と業務実態を踏まえた計画的な発注の仕組みづくりに早急に取り組むことを求めたい。</p>	<p>監査結果については、令和2年3月27日付けで全県立学校あてに通知を行い、今回の指摘事項等について、各学校で問題点や課題の検証を行うなど、校内研修の実施を求めました。</p> <p>併せて、今回の意見を受けて、物品調達については、学校全体の取組として、業務実態を踏まえた計画的な発注体制を構築し、適正な事務処理に努めるよう、適正な会計事務処理についての通知を行いました。</p> <p>今後は、事務長会等と連携するなどして、適正な調達ルールの徹底と、各学校の実態に応じた、計画的な発注の仕組みづくりを進めてまいります。さらに、校長会や事務長会、学校実態調査等の機会を通じて、引き続き、周知徹底を図ってまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家及び世知原少年自然の家において、各市町教育委員会や学校等への訪問、子供会やPTA等に対する団体利用の依頼、県・市の広報誌への掲載、主催事業の案内、ダイレクトメールの送付によるリピーター確保など利用促進に努めているが、うち佐世保青少年の天地及び千々石少年自然の家の2施設の当年度利用者数について、目標利用者数を下回っている。</p> <p>そのような中、施設のあり方についての検討もなされているところであり、さらなる利用者増に向けて、今後とも、モニタリングの結果を施設の運営に反映させるなど、より利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>さらなる利用者増に向けて、佐世保青少年の天地においては、「佐世保法人会」を通して企業への案内を広く行うとともに、新たな取組として施設見学会を企画するなど利用促進に努めています。</p> <p>また、千々石少年自然の家においては、夏期勉強合宿の会場としての誘致をはじめ、新たな企業、幼稚園・保育園・学童保育園等への訪問により施設利用の依頼を行っています。</p> <p>今後は空調設備が整備されたことをアピールし、特に夏場の利用促進を図るため、ホームページの内容の充実を図ります。</p> <p>また、ケーブルテレビを活用しての広報活動、各市の福利厚生事業での活用促進、公共施設でのポスター掲示等、今後も魅力ある主催事業の開催と積極的な広報活動により更なる利用促進に努めます。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【公益財団法人 佐世保市体育協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県立総合体育館県北トレーニング室)</p> <p>当法人は、初心者を対象とした無料体験やポイントサービスの実施などにより利用促進に努めているが、当年度の利用状況は、近隣に民間の24時間ジムができたこと等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>今後とも利用者のニーズの把握、広報の充実などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>平成31年度からSNS(Facebook)を利用した広報や情報発信を行い、トレーニング機器の紹介や月別の利用者数順位表をアップし、来場しやすい環境づくりに努めています。また、新たにポイント2倍デーやレディースデーを設け、稼働率の低い昼間の利用促進に取り組んでいます。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第20 教育庁

所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
義務教育課	<p>本委託業務は、平成28年度からの3か年計画の事業である。当初から契約方法として一般競争入札が採用されているが、本委託業務までの3年度すべて見積業者である同一の事業者が落札している。平成28年度は、他に1社が入札に参加しているものの、平成29年度、本委託業務である平成30年度は、見積業者がそのまま1者応札の上落札している状況である。</p> <p>本委託契約は平成30年9月28日から同年11月1日までに、イングリッシュキャンプを各地で7回実施する契約内容となっているが、一般競争入札の公告は同年7月12日、入札執行日が同年8月1日と設定されており、入札から約2か月弱という短期間でイングリッシュキャンプを実施するスケジュールとなっている。</p> <p>競争参入の観点からは、このような短期間で具体的な実施日時が決められているキャンプ運営を実施できる事業者は事実上限定され、競争を阻害するおそれがある。現に平成28年度に他の1社が入札に参加しているものの他の2年度は見積業者が1者応札をしている点から見て、公告期間や準備期間の短さが参入障壁となっている可能性は否定できない。</p> <p>また、本委託業務では、受託事業者がプログラムを提案し県教育委員会や市町村と協議をした上でプログラム詳細を決定することとなり、またプログラム実行のために高度な英語コミュニケーション能力等適正な能力を有する外国人講師を確保する必要もあり、業務内容に関して高度な技術力や専門性が求められるものである。したがって、価格の面での競争のみならず業務内容や質という面での競争が重要と考えられる。</p> <p>そこで、例えば本委託事業に関してプロポーザル方式を採用するなど、技術力や専門性での競争性を確保した上で、より技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>既に終了している事業であり、措置することは困難であります。令和元年度から事業を開始した「イングリッシュ・サポートキャンプ」においては、適切なスケジュール設定を行うとともに、技術力や専門性での競争を確保できるよう総合評価落札方式を行っております。</p> <p>今後も、類似業務の入札においては、このようなことがないように努めてまいります。</p>	<p>今後、類似する業務委託を実施する際は、適切なスケジュールの設定を行うとともに、委託する業務内容に適切な選定方式を採用するよう努めてまいります。</p>
義務教育課	<p>本委託契約においては、プログラム終了後1か月以内又は契約期間の末日のいずれか早い日までに業務完了報告書(以上「報告書」という。)を提出しなければならないとされている(契約書5条1項)。</p> <p>これに基づき、受託者から平成30年11月20日に報告書が提出されている。そこには、実施日時、場所、参加者数、スタッフ従事者数、プログラム趣旨、プログラム内容と活動の様子等が記載されている。</p> <p>記載内容により概ね委託業務の内容は理解できるものの、運営に必要な人員を適正に配置したか否か、危機管理体制をどのように構築し実施したか、どのような教材を配布使用したか等、仕様書に記載されている委託業務内容の遂行度合を確認するための情報が不足している。</p> <p>報告書は、受託者が仕様書の内容に従い委託業務を遂行したかを委託者において確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>既に終了している事業であります。受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマニュアルについては、提出を求めました。</p> <p>今後は、このようなことがないように努めてまいります。</p>	<p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が業務完了報告書を作成する際、仕様書の内容との関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の者で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第20 教育庁

所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
体育保健課	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規で入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参入する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスリム化を図るなど、他事業者の新規参入が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>地区割りについては、現契約時から2地区を4地区に細分化しました。本委託業務については、業務の質を下げることができないため、令和2年8月からの契約に向けて、事業者に対し業務内容がよりわかりやすく的確に伝わるように仕様書の内容を修正しました。また、入札において少しでも周知期間に余裕を持たせるために公告から入札説明会までの期間を前回より長く取るようにします。さらに、県内市町において給食調理業務委託の入札に参加した業者に対し、入札参加を検討いただけるよう事前に周知しております。</p>	
体育保健課	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札は、受託者の1者応札となっている。ヒアリングによれば、本委託業務の地区分けがかつて県内2地区に区分されていたころには、入札参加事業者は本委託業務の受託者以外にも1、2社存在したものの、現在においては、本委託業務に関して、今後新規で入札に参加する他の事業者を探すのは委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託契約は、長らく1者応札が続いているケースではないものの、今後は上記の事情により1者応札が続くことも予想できるところである。そのため、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)の趣旨に従い、①参入障壁となり得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直すなど、1者応札の継続を回避する対応を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務については、1者応札の継続を回避するため、仕様等の見直しを検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本委託業務については、業務の質を下げることができないため、令和2年8月からの契約に向けて、事業者に対し業務内容がよりわかりやすく的確に伝わるように仕様書の内容を修正しました。また、入札において少しでも周知期間に余裕を持たせるために公告から入札説明会までの期間を前回より長く取るようにします。さらに、県内市町において給食調理業務委託の入札に参加した業者に対し、入札参加を検討いただけるよう周知しております。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第21 県立学校

所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
長崎県立 長崎東高等 学校	<p>本委託業務の仕様書には、「1 目的・概要」の項目に、海外フィールドワークを実施する旨のほか、①課題研究成果を現地大学等で発表し、フィードバックを得る、②調査やインタビュー、研究施設訪問等を実施し、課題研究を深める、③多様な価値観と文化的多様性を理解し、グローバルな物の見方を養う、と記載されている。</p> <p>このような仕様書の記載からは、委託業務の内容として、現地フィールドワークのプランニング等も含まれているかのように読み取れるが、担当者ヒアリングの結果、本委託業務は交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネーターが主な業務内容であり、現地フィールドワークのプランニング等は含まれていなかった。</p> <p>仕様書は、県が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うかを具体的に特定して記載すべきであり、委託の範囲、内容等を明確に記載しなければならない。本委託業務における仕様書は、海外フィールドワークという事業自体の趣旨目的を記載したものとなっており、この事業を行うにあたり県が委託事業者に対して何を委託するのかが明確に記載されていない。</p> <p>仕様書の記載が不明確であると、入札参加を希望する者に対し、実際の委託業務を超える業務を求められているという誤解を与え、入札を躊躇させる、あるいは、入札金額を高く設定せざるを得なくなる、といった弊害をもたらしかねない。</p> <p>仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>既に終了している事業ではありますが、委託業務の範囲、内容等を明確にした仕様書の作成を行いました。</p> <p>今後はこのようなことがないように十分に注意して、明確な書類作成に努めてまいります。</p>	<p>今後、類似した業務を行う際には、入札業者に誤解を与えることがないように、委託する業務を具体的に記載した仕様書の作成に努めてまいります。</p>
長崎県立 長崎東高等 学校	<p>本委託業務においては、委託業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとされている(契約書5条1項)。</p> <p>提出された業務完了報告書を確認すると、海外フィールドワーク初日から最終日までの受託者の添乗員の感想などが報告されている。しかし、仕様書に記載されている宿泊の確保、現地での移動手段や内容、食事の実施、現地コーディネーターの有無、病気事故等緊急対応の有無、その他問題点など、ほとんど具体的な記載がなく、業務完了報告書をもって、仕様書に記載されている委託業務の内容が適正に遂行されたかどうかを確認することはできない。</p> <p>本委託業務においては、既に問題点①で指摘したとおり、仕様書の記載内容自体が不明確であるため、その委託業務完了報告書の内容も曖昧な内容となっていると思われる。委託業務完了報告書は、委託者が、仕様書の内容に従い受託者が委託業務を遂行したかを確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>既に終了している事業ではありますが、仕様書に記載された業務内容を具体的に記載した業務報告書の作成を行いました。</p> <p>今後はこのようなことがないように十分に注意し、明確な書類作成に努めてまいります。</p>	<p>今後、類似した業務を行う際には、委託内容を網羅した業務報告書の様式作成に努めてまいります。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第21 県立学校

所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
長崎県立五島高等学校	<p>本委託業務は、昭和49年度から現在まで継続している業務委託であり、県立五島高等学校の衛生看護科の生徒が准看護師受験資格を得るために一定数の病院実習を終えることが必須となること、30名以上の生徒を同時に受け入れ、かつ実習をさせるだけの規模を持つ病院が五島市内に1つしかないという理由から、長年随意契約がなされている。</p> <p>本委託業務の内容に鑑みれば、随意契約の理由には相当性があり、問題はない。しかし、相当程度長期間、随意契約が結ばれている経緯を踏まえて、さらに随意契約の適正さを担保するために、随意契約検討シートに近隣病院の病床数や診療科目数などを比較した資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。</p> <p><u>相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>衛生看護科生徒が准看護師試験資格を得るためには、一定数の病院実習を終えることが必須であり、約30名の生徒を同時に受け入れ、かつ実習させるだけの規模が必要になります。</p> <p>今回の意見を受けて、随意契約とする理由の適正さを検討するにあたっての参考資料として、日本医師会が運営している「地域医療情報システム」により、島内の総病床数が多い病院を検索し、それぞれの病院の病床数・診療科目を比較して、上記条件を満たせる病院が島内に1つしかないことを証明する資料を添付することにしました。</p>	

報 告 事 項 (3)

高校教育課

件 名	令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について			
概 要	1 採用予定者数（選考を行う校種・職及び教科・科目等）			
	校種・職	3年度 採用予 定者数	2年度 採用予 定者数	教科・科目等別採用予定者数
	小学校教諭	220	220	一般受験（216） 離島枠（4）
	中学校教諭	90	80	国語（13）、社会（9）、数学（11）、 理科（13）、音楽（5）、美術（3）、 保健体育（15）、技術（3）、家庭（4）、 英語（14）
	高等学校教諭	50	50	国語（7） 地理歴史〔世界史（2）・日本史（3）・ 地理（2）〕 数学（8） 理科〔物理（2）・化学（2）・生物（1）〕 保健体育（4） 芸術〔音楽（1）・美術（1）〕 英語（8） 家庭（2） 農業〔栽培〕（1） 工業〔電気（2）・建築（1）〕 商業（1） 看護（1） 福祉（1）
	特別支援学校教諭	45	45	小学部 (20) 中学部〔国語・社会・数学・理科・ 音楽・美術・保健体育・ 技術・家庭・英語〕 高等部〔国語・世界史・日本史・ 地理・数学・物理・化学・ 生物・保健体育・音楽・ 美術・英語・家庭・ 農業（栽培）・福祉〕 (25)
	養護教諭	20	25	
	合 計	425	420	

※障害者特別採用選考（採用予定者数 20 名）は、一般選考とは分けて選考を行う。

※第 1 次試験

時間		9:00		9:50 10:40		11:30		12:00 12:50	
校種・職									
小学校教諭	受付 ・ 諸注意	教職・ 一般教養 (50)	休 憩	専門教科・科目(80)		昼 食			
中学校教諭				専門教科・科目(80)					
音・美・保体				専門教科・科目(50)	オリエンテーショ ン		実 技		
英 語				専門教科・科目(80)			英会話力テスト		
高等学校教諭				専門教科・科目(80)					
音・美・保体				専門教科・科目(50)	オリエンテーショ ン		実 技		
英 語				専門教科・科目(80)			英会話力テスト		
特別支援学校教諭				特A	専門教科・科目(80)				
				特B	出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)		出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)		
養護教諭				専門教科・科目(80)					

2 出願手続き

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること。電子申請で出願できない場合は、郵送も可とする。

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（関東会場受験希望者の電子申請は不可）。

(2) 出願期間

令和2年5月18日（月）午前10時～ 5月29日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は5月29日（金）までの消印有効

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和2年5月18日（月）～ 8月31日（月）消印有効

3 要項等交付開始日 令和2年5月8日（金）

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可（長崎県教育庁高校教育課への申込み）

4 試験日程

(1) 第1次試験

○実施日 令和2年7月12日(日)

○場 所 県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校

(2) 第2次試験

○A日程 実施日：令和2年8月17日(月)

場 所：県教育センター

内 容：適性検査・小論文

○B日程 実施日：令和2年8月27日(木)～9月4日(金)のうち、1日を指定して実施する。

ただし、中学校の「技術」・「家庭」、高等学校の「家庭」・「看護」「福祉」受験者は、実技適性試験実施のため2日間を指定する。

場 所：県教育センター

内 容：個人面接（中学校・高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。）

※ 教科に関する課題面接を含む（養護教諭受験者を除く全受験者を対象とする。）

※ 児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む（養護教諭受験者のみ対象とする。）

実技適性試験（中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者のみ。）

適性検査（本務者免除申請者のみ。）

○C日程 実施日：令和2年9月13日(日)

小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者対象

場 所：筑波大学東京キャンパス文京校舎

内 容：適性検査・個人面接（教科に関する課題面接を含む）

5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和2年10月9日(金)頃の予定

6 令和3年度採用予定者数と過去6年間の2次合格者数（実績）

校種・職 年度	令和3 年度 (予定)	令和2 年度	平成31 年度	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度	平成27 年度
小学校教諭	220	235	226	235	184	140	121
中学校教諭	90	82	71	62	50	85	81
高等学校教諭	50	50	49	47	54	51	49
特別支援学校教諭	45	48	50	57	56	37	35
養護教諭	20	25	30	32	32	35	25
合計	425	440	426	433	376	348	311
(実質競争倍率)	—	2.6倍	3.1倍	3.3倍	4.2倍	4.6倍	5.5倍

(実質競争倍率) = 受験者数 ÷ 2次合格者数

報 告 事 項 (4)

義務教育課・高校教育課

件 名

令和元年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

概 要

令和元年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

1 期間・内容

期 間	内 容
平成31年4月 1日 ↓ 令和2年3月31日	令和元年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案

2 体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度
懲戒処分	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
訓告等	2	2	5	2	1	2	0	0	8	6
計…①	2	2	5	3	1	2	0	0	8	7
校長指導…②	15	12	10	10	5	8	1	1	31	31
当該教職員数 (上記①+②)	17	14	15	13	6	10	1	1	39	38
当該件数(件)	17	14	15	13	6	10	1	1	39	38

3 体罰を受けた児童生徒数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度
体罰を受けた児童生徒数	27	32	45	17	6	24	1	1	79	74
うち負傷した児童生徒数	2	0	3	2	0	1	0	0	5	3

4 体罰の状況 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度
授 業 中	12	9	4	2	1	1	1	0	18	12
部 活 動 中	0	1	5	3	3	4	0	0	8	8
休み時間・放課後	3	1	2	5	2	2	0	0	7	8
そ の 他	2	3	4	3	0	3	0	1	6	10
計	17	14	15	13	6	10	1	1	39	38

5 体罰の態様 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度
素手で叩く	9	8	6	7	4	7	1	0	20	22
棒などで叩く	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
投げる・転倒させる	2	0	3	1	0	0	0	0	5	1
叩く及び蹴る等	0	0	1	2	0	3	0	1	1	6
そ の 他	6	5	5	2	2	0	0	0	13	7
計	17	14	15	13	6	10	1	1	39	38

6 体罰把握のきっかけ (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度
教職員の申告	4 (2)	4 (0)	8 (5)	7 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	13 (7)	12 (1)
児童生徒・保護者の訴え	10	10	5	5	5	8	0	1	20	24
そ の 他	3	0	2	1	1	1	0	0	6	2
計	17	14	15	13	6	10	1	1	39	38

※「教職員の申告」欄の()の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数

概要

7 主な事案の概要

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	授業の終わりに文房具で遊んでいた児童2名に激高し、机と椅子を持ち、床に落とした。児童へは当たらず怪我はなかった。 個別指導を行っていた際、被害児童が割り込んできたことに激高し、被害児童が机の端に置いていた本を蹴った。本が児童の右眉付近に当たったが、掠めた程度で怪我はなかった。	傷害なし	3	1
2	中学校	武道場でトイレトペーパーをボール代わりにして遊んでいた柔道部員5名に対して、それぞれ頭を平手で一回ずつ叩いた。 この指導の際、被害生徒が当該教諭に対してふざけた対応をとったとして、被害生徒の頭を拳骨で一回叩いた。	頸椎捻挫 (負傷者は1名)	5	1
3	高等学校	実習レポート提出期限を守らなかった生徒1名を実習室に呼び、指導する中で怒りの感情が高ぶり、頬を3回平手打ちした。さらに別の日にレポートを無くしたと言った同じ生徒に対し、頬を5回平手打ちした。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 1名 (1件) 中学校 4名 (4件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 5名 (5件) 5件の態様については、上記3件 (No.1～No.3) と同等程度のもの			
合計 8名 (8件)					

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	前日から給食時間の行儀が悪く、何度も注意したがそれでも聞かず、給食後もしゃべりながら食べていたので、腕をつかんで引っぱった。	腕にあざ	1	1
2	小学校	ふざけていた児童に注意喚起のため、おでこを突いたところ、その手をかわそうとして壁にある鉄製の荷かけフックで後頭部を打撲した。	打撲	1	1
3	中学校	被害生徒が机にうつぶせになっているのを指導したが応じず、授業中に「だるい」と発言したことに対して右頬を叩いた。	傷害なし	1	1
4	中学校	生徒が反抗的な態度をとるようになってきた。厳しい指導が必要と考え、男子トイレへ連れて行き、胸ぐらをつかみ壁に押し付けたところ、頭部を打った。	たんこぶ	1	1
5	高等学校	部活動指導中、指導内容を理解できずに沈黙していたので、手でみぞおちあたりを1度突いた。	傷害なし	1	1
6	高等学校	授業で必要な教材を忘れてきたため、拳骨で頭を1回叩いた。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 13名 (13件) 中学校 8名 (8件) 高等学校 3名 (3件) 特別支援学校 1名 (1件) 計 25名 (25件) 25件の態様については、上記6件 (No.1～No.6) と同等程度のもの			
合計 31名 (31件)					

概要

8 体罰根絶に向けた取組

平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について（通知）」に基づいた、以下の具体的な取組を実施。

1 目標管理制度を利用した校長面談の実施

目標管理制度における「自己目標管理シート」に「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長の面談において、その取組状況や成果等を確認する。

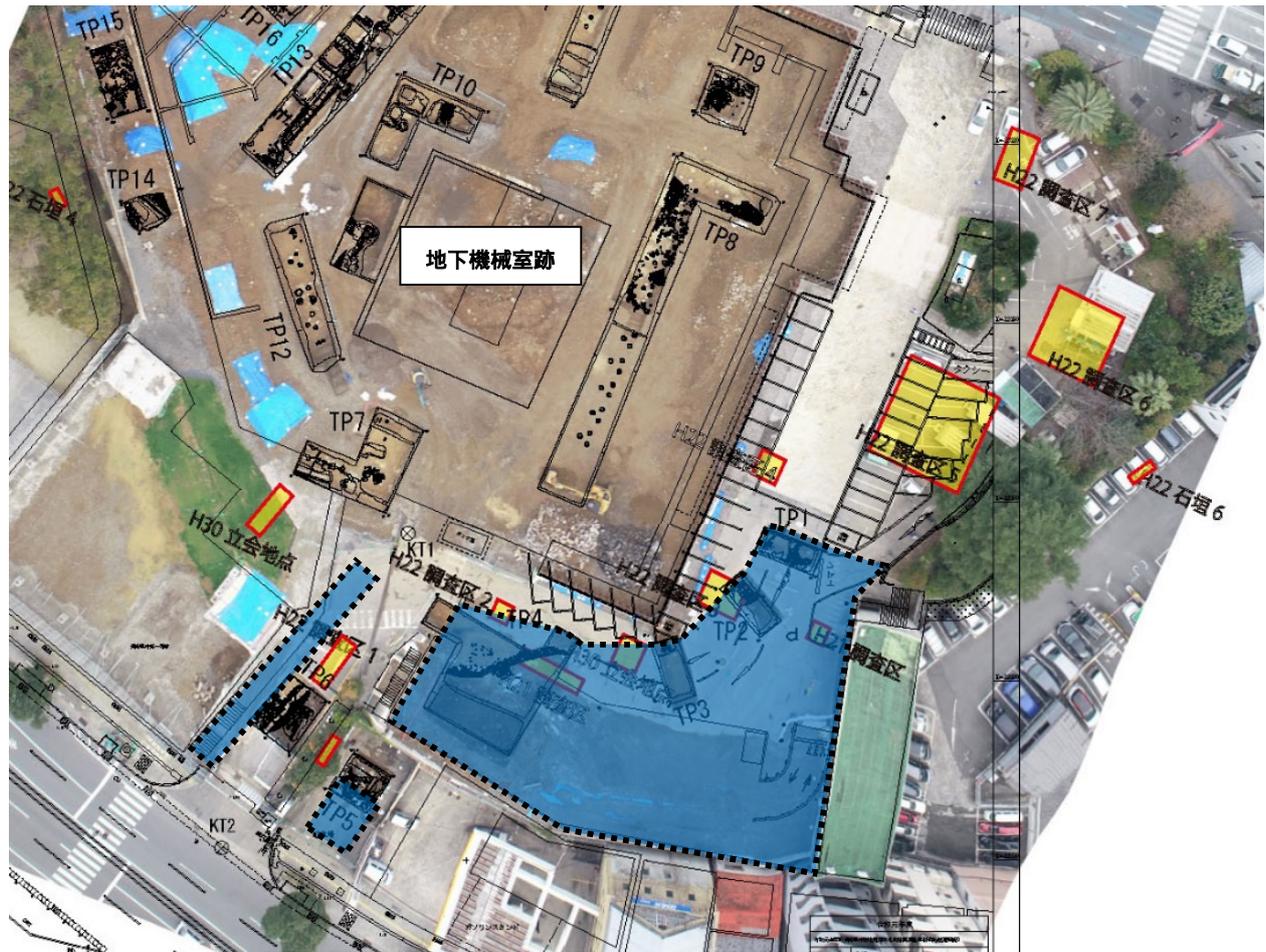
2 「体罰の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰を繰り返さないために、体罰で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施。

報 告 事 項 (5)

学芸文化課

件 名	県庁舎跡地における埋蔵文化財調査について
概 要	<p>県庁舎跡地の埋蔵文化財調査については、令和元年10月中旬から令和2年1月中旬にかけて実施した範囲確認調査において、旧本館西側部分に江戸時代前期の遺跡が残存していること、県庁舎跡地敷地南側に江戸時代以降の石垣並びに江戸時代前期の町屋の遺跡が残存していることを確認している。</p> <p>今回は、そのうち県庁舎跡地敷地南側の石垣並びに町屋の遺跡が残存している範囲における遺跡内容確認調査を、以下のとおり実施する予定である。</p> <ol style="list-style-type: none">1 調査範囲 別紙資料1を参照 特に、当地の歴史環境に基づき、次の点を調査時の重点項目とする。<ul style="list-style-type: none">・ 地中に埋蔵している石垣の残存状況の確認・ 町屋部分の埋蔵文化財の有無等の状況の確認2 調査面積 1, 296㎡3 調査期間及び今後のスケジュール (予定) ○令和2年5月19日から令和2年10月30日<ul style="list-style-type: none">・ 5月12日 入札・ 5月18日 契約・ 5月下旬～6月下旬 準備工・ 6月下旬～8月下旬 石垣部分を調査・ 8月下旬～10月下旬 町屋部分を調査4 調査現場の公開 ホームページなどを通じて随時情報提供を行うとともに、安全面に配慮しながら可能な範囲で現場公開を行う予定。5 その他 調査にあたっては、考古学、歴史学、宗教学、土木工学などの専門家に依頼し、調査の指導助言をいただくこととしている。



内容確認調査範囲位置図（点線部で図示した範囲）



検出した江戸時代の石垣



検出した町屋の遺構